

日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞「教育・実践部門」の募集について

日本公衆衛生看護学会
表彰委員長 齋藤照代

向夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本公衆衛生看護学会表彰委員会では、本年度も学術奨励賞「教育・実践部門」の募集開始いたします。

学術奨励賞「教育・実践部門」は定款第3条の目的並びに第4条の事業に基づいて、公衆衛生看護の発展と向上に寄与する業績のあった会員のうち、特に優れた実践活動を行う会員や団体を表彰し奨励するものです。所掌委員は日本公衆衛生看護学会表彰委員会となります。

つきましては、日本公衆衛生看護学会表彰規程に則り、学術奨励賞「教育・実践部門」の候補者の推薦をお願い致します。自薦・他薦は問いません。

下記及び表彰規程・選考に関わる細則をお読みいただき、ご推薦くださいますようお願い致します。

記

1. 応募資格：1)・2) とともに該当する者

- 1) 申請代表者が、一般社団法人 日本公衆衛生看護学会の正会員であること
- 2) 選考年度の前年2年間の公衆衛生看護に関する教育・実践の業績があった者

2. 応募方法

- 1) 自薦、他薦を問わず正会員の推薦が必要です。
- 2) 応募書類：指定の書式に従い、もれなく記載の上、学会事務局まで送付してください。

※ 応募書類は学会ホームページよりダウンロードできます。

<https://japhn.jp/wanted/award/application>

※ 応募書類の記入枠を改変することは認めません。

※ 資料として、応募書類に「成果物」「報告」「パンフレット」「学会発表」等を添えることができます。

- 3) 応募の手段：郵送または e-mail とします。

- 4) 応募の宛先：一般社団法人日本公衆衛生看護学会 事務局

・郵送の場合：〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入西大路町 146 番地

※封筒に「学術奨励賞応募書類在中」と記載してください。

・ E-mail の場合: japhn@nacos.com

3. 応募期間

令和6年7月1日（月）～令和6年8月23日（金）（事務局必着）

4. 選考方法

以下の選考基準により、表彰委員会にて授賞候補となる正会員、または団体の構成委員（共同実践者）の正会員を2名（団体）以内で選出します。

<選考基準>

- （1）公衆衛生看護学上の活動の意義
- （2）活動の先見性
- （3）活動の成果
- （4）活動の発展性・将来性
- （5）活動の波及効果

5. その他

- 1) 授賞式は、日本公衆衛生看護学会会員集会にて行います。
- 2) 選考結果は応募者全員に通知します。

【問合せ先】 日本公衆衛生看護学会 事務局

TEL: 075-415-3661 FAX: 075-415-3662

E-mail: japhn@nacos.com

【参考資料】

○ 一般社団法人 日本公衆衛生看護学会 定款（一部抜粋）

（目的）

第3条 本法人は、公衆衛生看護の学術的発展と、研究・教育及び活動の向上と推進をめざし、もって国民の健康増進と社会の安寧に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。なお、事業の実施にあたっては、さまざまな分野の保健師等の共同により推進する。

- （1）学術集会の開催
- （2）学会誌等の発行
- （3）公衆衛生看護学の研究、公衆衛生看護活動及び保健師活動の推進
- （4）その他本法人の目的達成に必要な事業

○ 一般社団法人 日本公衆衛生看護学会 表彰規程（一部抜粋）

（目的）

第1条 本学会は、一般社団法人 日本公衆衛生看護学会 定款第4条の（3）に基づく事業、並びに第8条に基づいて、公衆衛生看護の発展と向上に寄与する業績のあった会員を選考し、表彰を行う。

（種類）

第2条 本規程による表彰の種類は次のとおりとする。

- （1）日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞 優秀論文部門
- （2）日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞 教育・実践部門
- （3）その他理事会で特に認めた賞

○ 一般社団法人 日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞選考に関わる細則

第4条 各部門の選考基準は以下のとおりとする。

（1）学術奨励賞 優秀論文部門

- 1) 論文の独自性
- 2) 得られた知見の発展性
- 3) 論文の一貫性と完成度
- 4) 論文の公衆衛生看護学及び公衆衛生看護実践への貢献度

（2）日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞 教育・実践部門

- 1) 公衆衛生看護学上の活動の意義
- 2) 活動の先見性
- 3) 活動の成果
- 4) 活動の発展性・将来性
- 5) 活動の波及効果

--

メールアドレスやご住所等の変更は、オンライン会員情報管理システムでご修正いただくか、書面（メール、FAX、郵便）にて事務支局宛ご連絡願います。

オンライン会員情報管理システム

<https://japhn.jp/academy/procedure>